

## 笠井委員

日本共産党の笠井亮です。初めに、国民投票法案をめぐる論点協議という問題について一言しておきたいと思います。

まず、本日の会議の案件でありますけれども、日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件ということでありまして、先ほどちょっとありましたが、ルールづくりのための与野党の協議が本日の特別委員会で開始されたのではないということを確認しておきたいと思います。

憲法改正の国民投票法案は九条改憲の条件整備がねらいであり、我が党は、その審議を目的の一つとする憲法調査特別委員会の設置そのものに反対してきました。その後、現実に自民党の新憲法草案や民主党の憲法提言などが発表されて、また在日米軍の再編強化、自衛隊との一体化の日米合意が行われるなど、何のための国民投票法案なのかということ鮮明にする事態が進行しております。こうした中で、本委員会、そして理事会、理事懇談会で論点協議を行うことは、九条改憲の条件整備を一步進めることになるので、我が党は反対であります。

こういう立場で、きょうは、自民党、民主党からそれぞれの国民投票法案についての構想が、それから提案の話が述べられましたので、その前提となる問題について質問をしておきたいと思っております。

まず、保岡委員に伺いますが、自民党は昨年十一月の党大会で新憲法草案を決定されました。そこでは、表題に「新憲法」というふうに書いてありますけれども、自民党が目指しておられるのは憲法改正ではなくて新憲法の制定ということによろしいのでしょうか。その点、いかがですか。

## 保岡委員

新憲法制定あるいは一部改正、憲法を見直す表現はいろいろ使われておりますが、憲法上は憲法改正ということで一つの言葉であろうと思っております。

そういったことで、我々の憲法草案というものは、憲法全体を見直すという視点に立っておりまして、憲法制定当時と今日とが内外とも別世界というような状況の中で、憲法も新しい理念や体系で、もちろん従来の憲法の踏襲すべき重要な基本は踏襲しつつも、新しい時代にふさわしい新憲法を立案するという、そういう考え方で対応して案をまとめたものでございます。

ただ、今後、三党協議あるいは各党協議の中で、国会でコンセンサスを得ていくプロセスで、これを前提としつつも各党協議の成果を大切にすることは発議という手続がある以上は当然のこととございまして、そういう前提も踏まえて草案をつくったところでございます。

## 笠井委員

新憲法ということであるというふうにおっしゃいました。どういう中身を変えるかということ、いろいろあるんだと言われましたけれども、例えば前文を書きかえて平和原則を取り払って、九条改変で戦争をできる国にするということになれば、それ自体が憲法の基本原則、国の基本的価値ということを変更する、まさに新憲法たるゆえんということになるんだというふうに思います。

新憲法の制定ということになりますと、憲法九十六条の規定に基づく改正とはならないんじゃないか。憲法九十六条の第二項によれば、憲法改正について「この憲法と一体を成すもの」というふうに言われておりまして、そういう点で、全面改正は予定されていないと。改正の限界ということも、憲法学会でも言われております。ましてや、新憲法の制定となりますと、この規定に基づかないということになって、それ自体が国民投票云々にならないということは明白だと思うんです。

そこで、もう一問伺いたいんですが、新憲法の制定というふうになりますと、それは、いわば

革命とかクーデターとかあるいは戦争や内戦などによって政治体制が根本的に変化をする、変革が生じた場合に行われるのが通例だと。我々、御一緒にヨーロッパに調査に行ったときにも、各国でもそういうことをいろいろ聞きながら、改めて痛感させられたところで、これは共通認識だと思うんです。一体、この日本で、新憲法というふうに自民党が案を出されているわけですが、そういうものを制定しなければならないような政治体制の根本的な変革というのが生じているのか、戦後六十年という点で。この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

#### 保岡委員

九十六条第二項の「国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、」改正していくという、これは解釈によっていろいろな立場がありますから、先生のような御解釈もあると思いますが、新憲法がこれで否定されているものとは我々は考えません。

同時にまた、新憲法というものは、革命が起こった後に全く理念を異にする新政権ができたときに制定するものだという考え方も、政治論としてはそういう考え方も一部あることは承知していますが、私は、憲法改正、この憲法に言う九十六条の改正は決してそういうものだけではない、時代が大きく変わって、従来の憲法のいいところを残しつつ、新時代に合った内容の体系を新たに求めて憲法を制定する場合などは、新憲法という改正の形式で対応するということはこの憲法が予定しているところだと考えます。

#### 笠井委員

今、そういうふうにおっしゃいましたが、憲法学会でいえば、九十六条の限界説というのはある、有力なものとして言われておりますし、そして実際に、時代が変わるといえば、それは、時代は十年単位、二十年単位、五十年単位、百年単位、二百年単位で変わるということはあるわけですが、にもかかわらず、政治体制というのが基本的に変わらなければ、そのもとで、戦後の政治の原点になった問題、こういう問題について、やはり、それは時代が変わろうときちっと守っていくというのが基本的な原則であり、それは大事にするというのが当然の常識であり、世界でもそうなっているというふうに思うんです。

そういう点でいうと、国民投票制度ということが議論されていますが、そういう中でそういう制度ができたとしても、今自民党が言われているような新憲法草案というのが一体対象になるかといえば、私はならないというふうに今のやりとりからも感じたところであります。

民主党の枝野委員に伺いたいと思いますが、民主党も憲法提言ということで出されております。この憲法提言は、拝見しますと、「大いなる国民的議論に資するための一つの素材」として取りまとめたといいながらされております。民主党としては、憲法を変えるか変えないかということはまだ決めていないんだと枝野委員も繰り返し言われておりますけれども、この憲法提言を拝見しますと、多くの国民が、そうはいつても、民主党は改憲を方向づけるものとして提言を出しているという印象を持つだろうというふうに思うんです。

そこで質問したいんですけども、枝野議員は、いろいろな場面で、全面改正というのはあり得ないんだと、九十六条の関係も念頭に置いていらっしゃるのかもしれませんが、ということを繰り返しおっしゃっているように私は記憶しているんですが、ところが、この民主党の憲法提言では「未来志向の新しい憲法を構想する」というふうになっていて、内容的にも、統治機構、それから国民の権利と責務、地方自治、安全保障と、全面的な提言になっているというふうに思われます。全面改正はあり得ないという言明と、新しい憲法の構想という憲法提言の文言との関係というのはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

#### 枝野委員

憲法という言葉が多義的なので、使い分けた方がいいのか、使い分けると専門家以外わけがわからなくなるのかということについていつも非常に悩むのですが、私どもの憲法提言で申し上げている「未来志向の憲法を構想する」といった場合の憲法は、実質的意味の憲法です。それから、全面

改正はあり得ないと申し上げているときの憲法は、形式的意味の憲法、いわゆる憲法典です。

憲法という名前の題のもとにある文言を全部変えるというのは、先ほど笠井議員もおっしゃったとおり、革命でありますから、民主党は革命政党ではありませんので、そういったことは志向はしておりません。ただ、実質的意味の憲法については、いろいろと変えなければならないことはたくさんあると思っています。そして、その論点は、憲法に規定しているあらゆる場面にあると思っています。

この私どもの提言をよく読んでいただければ、私どもは、必ずしも憲法典、形式的意味の憲法の改正のことを提起しているのではない場面がたくさんあります。例えば選挙制度のあり方がありますとか、あるいは政官の癒着を防止するための政官の接触禁止の話であるとか、さまざま、実質的意味の憲法、公権力のあり方についてのルールということについて、憲法典事項と憲法附属法事項と、あるいはそれ以外の一般法事項とすべてを含めて、実質的意味の憲法について例えばこういう考え方があるんじゃないでしょうか、皆さんどうでしょうかということを提起しているということでもあります。

#### 笠井委員

終わりますが、今の説明も、実質的、形式的というのはどうもわかりにくいなという印象を持っておりますが、さらに議論させていただきたいと思います。

ありがとうございました。